# 西脇市高松霊園のご案内





令和 5 年 3 月 西 脇 市

## 一 目 次 一

1	高	松	霊	袁	の	魅	力		•••	•••	•••	•••	•••					• • •	• • •		 	 	 	••	1
2	高	松	霊	袁	の	概	要			•••	•••	•••	• • • •					• • •			 	 	 		1
3	利	用	案	内			•••	•••		•••	•••	•••	• • • •					• • •			 	 	 		3
4																									5
5																									5
6	利	用	区	画	内	の	エ	事		•••	•••	•••	• • • •					• • •			 	 	 		6
7	埋	蔵			•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • • •					• • •			 	 	 	••	8
8		葬																							8
9	許	可	証	の	書	換	え		再	交	付							• • •			 	 	 		8
10				の																					9
11	利	用	区	画	の	返	還			•••	•••							• • •			 	 	 		9
									_	吐	, 🛨	= 7	<b>-</b> .	扒	<b>=</b>	画	$\sim$			^					
							_		西	脇	3 T	5 7	高	松	霊	園	Q	8	k /	4	_				
問 -	<b>-</b> 覧						_							-							 _ 	 	 		10
	- 覧 1)			··· 全										• • • •											10 12
(		墓	地		般															 	 		 		
(	1)	墓 墓	地 地	全	般 用															 	   	 	 		12
(	1)	墓墓永	地地代	全 利	般用用	料															   	 	 		12 12
() () ()	1) 2) 3)	墓墓永維	地地代持	全利使管	般用用理	料料															     	 	 	  	12 12 14
()	1) 2) 3) 4)	墓墓永維区	地地代持	全利使管内	般用用理の	料料工	…														     	 	 		12 12 14 15
()	1) 2) 3) 4) 5)	墓墓永維区埋	地地代持画蔵	全利使管内	般用用理の:	料 料 工 	… 事 …														 	 	 		12 12 14 15 16
((	1) 2) 3) 4) 5)	墓墓永維区埋書	地地代持画蔵類	全利使管内 の	般用用理の:再	料料工:交	事 付														 	 	 		12 12 14 15 16
	1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	墓墓永維区埋書許	地地代持画蔵類	全利使管内 の証	般用用理の:再の	料料工:交書	事 付換	   え													 	 	 		12 12 14 15 16 16
	1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	墓墓永維区埋書許承	地地代持画蔵類可継	全利使管内 の証	般用用理の:再の:	料料工 交書	事 付換	え													 	 	 		12 12 14 15 16 16 16

## 1 高松霊園の魅力

高松霊園は、清水東条湖立杭県立自然公園の中に位置する自然豊かな環境の墓地です。幹線道路や鉄道に面しない静かな場所にあり、 区画最上段からは遠方まで見通すことができます。

また、国道 175号線や中国自動車道を利用すると、スムーズにアクセスできます。

お盆や春秋の彼岸の時期には管理人が管理棟に常駐しており、お墓参りに来られた方の対応をします。お盆や彼岸の時期以外でも季節によって、1週間に2日もしくは4日、管理人が管理棟に詰めています。

## 2 高松霊園の概要

(1) 名称

西脇市高松霊園

(2) 所在地

〒677-0055 兵庫県西脇市高松町600-27

(3) アクセス

ア 西脇市役所から車で約5分(約 3.4km)

イ 中国自動車道「滝野社IC」から車で約15分(約5km)

ウ 神姫バス バス停「長明寺」から徒歩で約10分(約 0.7km)

#### (4) 管理棟

管理棟の開館時間は、次のとおりです。

時期	開 館 日	開館時間			
3月~6月	火曜日、木曜日、土曜日、	午前10時~午後3時			
	日曜日(週4日)				
7月~9月	火曜日、木曜日、土曜日、	午前8時~正午			
	日曜日(週4日)				
10月	火曜日、木曜日、土曜日、	午前10時~午後3時			
	日曜日 (週4日)				
11月~2月	木曜日、日曜日(週2日)	午前10時~午後3時			

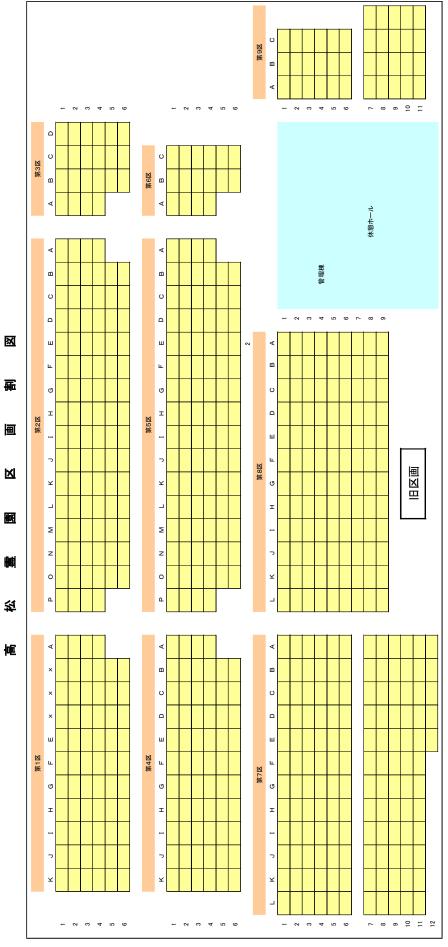
お盆、春秋の彼岸の期間については、午前9時~午後5時に開館しています。電話番号:0795-23-7000

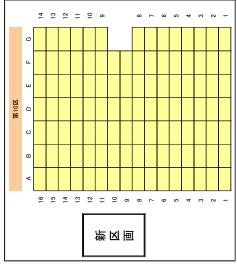
#### (5) 区画

ア 区画数: 743区画 (うち 110区画は平成23年度に増設)

イ 区画面積: 3 m<sup>2</sup> (間口 1.5m×奥行 2.0m)

ウ 区画割:次の図を参照



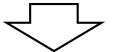


## 3 利用案内

## 利用開始手続の流れ

墓地利用開始の相談・お問い合わせ

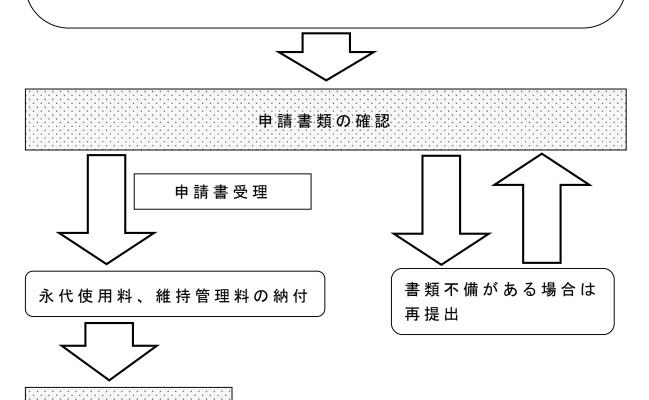
- ○墓地の確認
- 〇 利用区画の決定



利用許可申請に必要なもの

- ① 公営墓地利用許可申請書(様式第1号)
- ② 住民票謄本 (戸籍の表示及び続柄が記載された世帯全員のもの)
- ③ 戸籍謄本(外国籍の方は不要)
- ④ 実印(印鑑登録されたもの)
- ⑤ 印鑑登録証明書

利用許可証の発行



#### (1) 利用者の資格

次のいずれかに該当する方

- ア 西脇市に住民登録されている方(市民)
- イ 西脇市以外にお住まいの方で、西脇市に本籍のある方(市民 以外)

#### (2) 永代使用料・維持管理料

区分	永代使用料	維持管理料	合計
市民	580,000円	90,000円	670,000円
市民以外	870,000円	90,000円	960,000円

ア 維持管理料は、20年ごとに前納していただきます。

年 4.500円×20年=90.000円

- イ 永代使用料及び最初の維持管理料 (20年間分) は、利用許可申請時に納付していただきます。
- ウ 永代使用料及び維持管理料が納められない場合は、利用を許 可することができませんのでご注意ください。

#### (3) 利用申込みに関しての注意点

- ア 1世帯1区画です。
- イ 名義貸し等による申込みはできません。
- ウ 不正な手段をもって申込みをされた場合は利用許可を取り消 します。
- エ 区画の指定はできません。ただし、旧区画については、空き 区画の中から、ご希望の区画をお選びいただけます。
- オ 高松霊園の区画は販売ではなく、利用する権利を認めること になります。購入はできません。

また利用する権利を譲渡したり、転貸することはできません。

カ <u>詳しくは、「西脇市公営墓地条例」及び「西脇市公営墓地管</u> 理規則」をご覧ください。

#### (4) 利用許可申請に必要なもの

- ア 公営墓地利用許可申請書 (様式第1号)
- イ 住民票謄本 (戸籍の表示及び続柄が記載された世帯全員のもの)
- ウ 戸籍謄本(外国籍の方は不要)
- エ 実印(印鑑登録されたもの)
- 才 印鑑登録証明書

#### (5) 使用料の融資制度

西脇市にお住まいの方に限り、永代使用料について融資制度があります。利用を希望される方は市役所環境課へご相談ください。

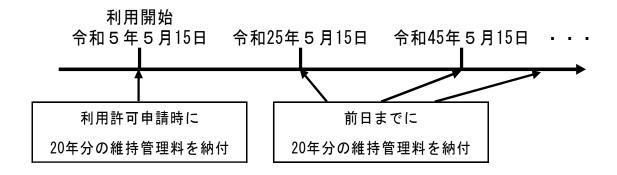
#### (6) 届出義務

次のことがあれば、直ちに届け出てください。

- ア 維持管理料の分割納付を希望するとき。(5、6ページ参照)
- イ 利用区画内で工事をしようとするとき、工事が終わったとき。 (6~8ページ参照)
- ウ 焼骨を埋蔵、改葬するとき。(8ページ参照)
- エ 利用許可証の書換え、再交付をするとき。(8ページ参照)
- オ 利用区画の利用権を承継するとき。(9ページ参照)
- カ 利用区画の返還を希望するとき。(9ページ参照)

#### 4 維持管理料

維持管理料は、20年ごとに90,000円を納付していただきます。



5 維持管理料の分割 (※利用許可する最初の20年間分を除く。)

#### (1) 対象者

原則、<u>市町村民税が非課税の方</u>(詳しくは、市役所環境課にお問い合わせください。)

#### (2) 同意事項

- ア 分割納付の理由について、市が調査を行うこと。
- イ 分割納付承認日から2年以内、かつ、10回を限度として納付すること。
- ウ 次のいずれかに該当するときは、分割納付の承認が取り消され、利用期間に相当する維持管理料から既納の維持管理料を差し引いた額を一括で納付すること。
  - 分割の納付が滞り、納付の意思が見られないとき。
  - 申請理由に変更が生じたとき。
  - 虚偽の申請により承認を受けたとき。
  - 利用権を承継するとき。
  - その他市長が必要と認めたとき。

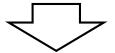
- エ 分割納付中に墓地を返還した場合に、既納の維持管理料が利 用期間に相当する維持管理料の額に満たないときは、その差額 を納付すること。
- (3) 分割納付の申請に必要なもの
  - ア 西脇市公営墓地管理料分割納付申請書 (様式第4号の2)
  - イ 支払計画書

## 6 利用区画内の工事

## 利用区画内の工事の手続の流れ

墓碑建立のための業者選び

- ・墓碑購入
- 墓碑建立予約



提出書類(着エの7日前までに下記書類を提出)

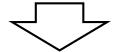
- ① 施工届書(様式第3号)
- ② 工事設計図面



工事開始



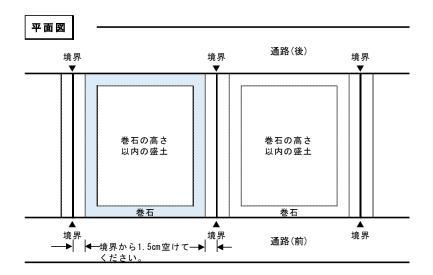
墓碑完成

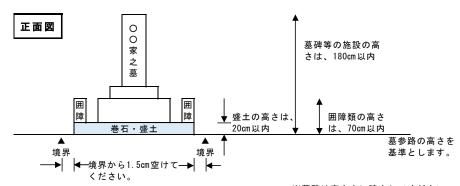


提出書類

完成届書(様式第4号)

#### (1) 施工の条件





- ※墓碑は南向きに建立してください。 樹木を植えることはできません。
- ア 上記の制限を守って施工してください。
- イ 隣接地との境界から 1.5cm空けて施工してください。
- ウ 区画内では樹木を植えることはできません。
- エ 墓碑は南向きに建立してください。

#### (2) 注意事項

- ア 墓碑は、利用者の方で直接業者を決めて建立してください。
- イ 上記<u>「施工の条件」に違反した場合は、**自費**にて変更工事を</u> していただきます。
- ウ 墓碑の転倒その他、他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他必要な措置をしてください。
- (3) 提出書類(工事をしようとするとき。)

<u>着工の7日前までに次の書類を提出してください</u>。

ア 施工届書 (様式第3号)

イ 工事設計図面

(4) 提出書類 (工事が終わったとき。)

工事が完了しましたら、次の書類を提出してください。

ア 完成届書 (様式第4号)

### 7 埋蔵

(1) 埋蔵の条件

公共衛生上、焼骨にしていただきますようお願いします。

(2) 申請に必要なもの

ア 埋蔵等届書(様式第8号)

イ 公営墓地利用許可証

ウ 死亡者が亡くなったことを証明する書類(死体火葬許可証等)

## 8 改葬

(1) 申請に必要なもの

ア 埋蔵等届書(様式第8号)

イ 公営墓地利用許可証

ウ 改葬許可証

(2) 改葬許可証について

内容によって取得方法が変わります。高松霊園からの改葬を希望される方は、事前に市役所戸籍住民課までご連絡ください。

## 9 許可証の書換え、再交付

(1) 住所変更等により書換える場合

ア 許可証書換 (再交付) 申請書 (様式第7号)

イ 本人確認書類(運転免許証等)の写し

ウ 公営墓地利用許可証

工 手数料 300円

(2) 許可証紛失、汚損等により再交付する場合

ア 許可証書換 (再交付) 申請書 (様式第7号)

イ 本人証明書類(運転免許証等)の写し

ウ 手数料 300円

(3) 書換えと再交付を同時に行う場合

ア 許可証書換 (再交付) 申請書 (様式第7号)

イ 本人証明書類 (運転免許証等) の写し

ウ 手数料 600円

## 10 利用権の承継

- (1) 承継の条件
  - 利用許可を受けている方に代わって祭しを主宰する方
- (2) 申請に必要なもの
  - ア 利用権承継許可申請書(様式第10号)
  - イ 公営墓地利用許可証
  - ウ 承継者の実印(印鑑登録されたもの)
  - エ承継者の印鑑登録証明書
  - オ 承継原因を証する書類 (<u>事前に市役所環境課にお問い合わせ</u> ください。)
  - カ 続柄が分かる書類 (**事前に**市役所環境課にお問い合わせくだ さい。)
  - キ 利用許可証の書換手数料 300円 (利用許可証を紛失している場合は再交付手数料として更に 300円が必要です。)

#### 11 利用区画の返還

- (1) 注意点
  - ア <u>既納の永代使用料及び維持管理料は、**還付しません**</u>。ただし、 下記の場合は還付します。

<永代使用料>

区画が不用になり、利用許可の日から3年以内に当該許可区画を未利用で返還したときは既納の永代使用料の半額を、利用許可の日から3年を超えて当該許可区画を未利用で返還したときは既納の永代使用料の3割相当額

<維持管理料>

既納の維持管理料のうち未経過期間(その期間が1年未満のとき又は1年未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)に相当する維持管理料の額

- イ 利用許可時の原状に回復して返還してください。
- ウ 返還を希望される方は、**事前にご**相談ください。
- (2) 申請に必要なもの
  - ア 公営墓地返還届 (様式第11号)
  - イ 公営墓地利用許可証
  - ウ 実印(印鑑登録されたもの)
  - 工 印鑑登録証明書

## 西脇市高松霊園Q&A( 間一覧 )

## ① 墓地全般

- (問1) 西脇市の公営墓地は、高松霊園一つですか。
- (問2) 西脇市の公営墓地はどのようなところにありますか。
- (問3) 管理事務所はありますか。
- (問4)トイレはありますか。

## ② 墓地利用

- (問5)墓地を購入したいのですが、可能ですか。
- (問6)費用はどれくらい掛かりますか。
- (問7)他者が利用していた区画を利用することはできますか。
- (問8) 一度返還された区画は、安く利用できますか。
- (問9) 同時に2区画以上利用することはできますか。
- (問10) 利用許可申請の募集時期はいつ頃ですか。
- (問11)誰でも利用許可をいただけますか。
- (問12)区画の清掃や除草などの管理はどのように行われますか。
- (問13)現在、空いている区画を教えてください。
- (問14)好きな区画を選べますか。
- (問15)なぜ、新区画は選べないのですか。
- (問16) 申請から許可まで、どれくらいの日数が掛かりますか。
- (問17) 利用許可申請前に墓地の下見をしたいのですが、可能ですか。

## ③ 永代使用料

- (問18) 永代使用料は一括払いですか。分割払いは可能ですか。
- (問19) 永代使用料の負担が大きいのですが、融資等は行っていませんか。

## ④ 維持管理料

- (問20)維持管理料はどういった用途に使用されますか。
- (問21)維持管理料は20年間分一括払いですか。毎年の支払いは可能 ですか。
- (問22)維持管理料を滞納すると延滞金が発生しますか。
- (問23) 20年経過に伴う管理料納付書が届きましたが、20年経過後に 返還することになった場合、維持管理料の納付は必要ですか。

## ⑤ 区画内の工事

- (問24) 石材店の紹介を行っていますか。
- (問25) 仮工作の場合でも、施工届書の提出は必要ですか。

## ⑥ 埋蔵

(問26) 親戚の遺骨を埋蔵することは可能ですか。

## ⑦ 書類の再交付

- (問27)どの書類を再交付してもらえますか。
- (問28) 利用許可証を汚損や欠損した場合、再交付してもらえますか。
- (問29) 利用許可証の再交付には、どんな書類が必要ですか。また、 費用は掛かりますか。

## ⑧ 許可証の書換え

(問30) 住所を変更した場合、手続きは必要ですか。

## 9 承継

- (問31) 承継したいのですが、どうすればよろしいか。
- (問32) 承継の際に、費用は掛かりますか。
- (問33) 承継の条件はありますか。
- (問34) 西脇市に本籍のない者でも承継できますか。

#### ⑩ 区画の返還

- (問35)区画を返還することは可能ですか。
- (問36) 埋蔵済みですが、返還できますか。費用は掛かりますか。
- (問37)返還の際に、永代使用料及び維持管理料の返金はありますか。
- (問38) 区画を返還するとき、近隣のお寺で永代供養をあっせんして もらえますか。

#### (11) その他

- (問39) 利用者と連絡がつかない場合、その区画はどうなりますか。
- (問40) 利用許可を受けた者が亡くなった場合、その区画はどうなりますか。
- (問41) 宗教は関係ありますか。
- (問42)各届出の必要書類等を教えてください。

## ① 墓地全般

(問1) 西脇市の公営墓地は、高松霊園一つですか。

(答)

公営墓地は、高松霊園のみです。

(問2) 西脇市の公営墓地はどのようなところにありますか。

(答)

静かでお参りしやすい場所です。詳細は、1ページをご覧ください。

(問3) 管理事務所はありますか。

(答)

あります。詳細は、1ページをご覧ください。

(問4)トイレはありますか。

(答)

あります。

## ② 墓地利用

(問5)墓地を購入したいのですが、可能ですか。

(答)

高松霊園の区画は販売ではなく、利用する権利を認めることになります。購入はできません。

(問6)費用はどれくらい掛かりますか。

(答)

永代使用料と維持管理料が必要になります。詳細は、4ページを ご覧ください。また、墓碑等の費用が別途必要となります。 (問7)他者が利用していた区画を利用することはできますか。

(答)

既に返還された区画であれば、利用可能です。

(問8) 一度返還された区画は、安く利用できますか。

(答)

未利用の区画と同様の費用が必要となります。

(問9) 同時に2区画以上利用することはできますか。

(答)

1世帯1区画です。

(問10)利用許可申請の募集時期はいつ頃ですか。

(答)

随時受付しています。

(問11)誰でも利用許可をいただけますか。

(答)

利用許可には条件があります。4ページをご覧ください。

(問12)区画の清掃や除草などの管理はどのように行われますか。

(答)

区画の管理については、利用者の責任でお願いします。ごみ等も 各自でお持ち帰りください。除草については、(一財)西脇市住民 サービス公社(0795-23-2802)による有料請負サービスがあります。

(問13)現在、空いている区画を教えてください。

(答)

市のホームページの「西脇市高松霊園」の中の「利用許可申請について」のページに空き区画を掲載していますので、ご覧ください。

ただし、変動があるため、許可申請時には市役所環境課にご連絡いただき、空き状況をご確認ください。

(問14) 好きな区画を選べますか。

#### (答)

旧区画は、お好きな区画を選んでいただけます。新区画については、順番に利用許可申請を行っていただきます。

(問15)なぜ、新区画は選べないのですか。

#### (答)

未利用の区画が点在することになり、景観面から順番に利用をお願いしています。また、これまで順番にご利用いただいている方とのバランスも考慮しています。

(問16) 申請から許可まで、どれくらいの日数が掛かりますか。

#### (答)

1~3週間ほど掛かります。お急ぎの場合は、事前に市役所環境 課までご相談ください。

(問17) 利用許可申請前に墓地の下見をしたいのですが、可能ですか。

#### (答)

できます。直近の空いている区画を知りたい場合は、市役所環境課までご連絡ください。

## ③ 永代使用料

(問18)永代使用料は一括払いですか。分割払いは可能ですか。

#### (答)

一括払いとなります。分割払いは対応していません。

(問19) 永代使用料の負担が大きいのですが、融資等は行っていませんか。

#### (答)

行っています。詳細は、別紙「西脇市公営墓地永代使用資金融資取扱規程」をご覧ください。

## 4 維持管理料

(問20)維持管理料はどういった用途に使用されますか。

#### (答)

光熱水費や共用の通路の清掃、霊園管理委託等に使われます。

(問21)維持管理料は20年間分一括払いですか。毎年の支払いは 可能ですか。

#### (答)

一括払いとなります。毎年の支払いはできません。ただし、利用許可をした最初の20年間分を除き、市町村民税が非課税の方など条件によっては分割払いが可能となりますので、5、6ページをご確認の上、市役所環境課までお問い合わせください。

(問22)維持管理料を滞納すると延滞金が発生しますか。

#### (答)

発生しません。ただし、利用許可を取り消す場合がありますので、 滞納しないようにしてください。

(問23) 20年経過に伴う維持管理料の納付書が届きましたが、20年経過後に返還することになった場合、維持管理料の納付 は必要ですか。

#### (答)

許可日以後20年経過する日までに返還手続が完了した場合、以後の維持管理料は発生しません。ただし、許可日から20年経過時点で

新たな維持管理料が必要になります。ご注意ください。

## ⑤ 区画内の工事

(問24) 石材店の紹介を行っていますか。

(答)

あっせん及び紹介は行っていません。ご自身で探してください。

(問25) 仮工作の場合でも、施工届書の提出は必要ですか。

(答)

仮工作の場合でも施工届書の提出は必要です。

## 6 埋蔵

(問26) 親戚の遺骨を埋蔵することは可能ですか。

(答)

可能です。埋蔵等届書及び必要書類の提出が必要です。8ページをご覧ください。

## ⑦ 書類の再交付

(問27)どの書類を再交付してもらえますか。

(答)

再交付できる書類は、公営墓地利用許可証のみです。

(問28) 利用許可証を汚損や欠損した場合、再交付してもらえますか。

(答)

再交付できます。8ページにしたがって、申請書類を提出してください。

(問29) 利用許可証の再交付には、どんな書類が必要ですか。また、費用は掛かりますか。

(答)

提出書類については、8ページをご覧ください。費用については、 手数料 300円が必要となります。

## ⑧ 許可証の書換え

(問30) 住所を変更した場合、手続きは必要ですか。

(答)

必要です。8ページにしたがって、申請書類を提出してください。

## 9 承継

(問31) 承継したいのですが、どうすればよろしいか。

(答)

申請書類を提出していただきます。詳細は、9ページをご覧ください。

(問32) 承継の際に、費用は掛かりますか。

(答)

利用許可証の書換手数料 300円が必要となります。

(問33) 承継の条件はありますか。

(答)

祭しを主宰する方であれば承継できます。原則として利用者との 続柄がわかる書類が必要になります。利用者との続柄がわかる書類 が無い場合は、市役所環境課までご相談ください。

(問34) 西脇市に本籍のない者でも承継できますか。

(答)

祭しを主宰する方であれば承継できます。利用者の本籍地が市外になることは、問題ありません。

## ⑩ 区画の返還

(問35) 区画を返還することは可能ですか。

#### (答)

返還できます。返還の際には、書類の提出が必要となります。詳細は、9ページをご覧ください。

(問36) 埋蔵済みですが、返還できますか。費用は掛かりますか。

#### (答)

返還できます。ただし、墓地の撤去費用は自己負担となります。

(問37) 返還の際に、永代使用料及び維持管理料の返金はありますか。

#### (答)

返金できる場合があります。詳細は、9ページをご覧ください。

(問38) 区画を返還するとき、近隣のお寺の永代供養をあっせん してもらえますか。

#### (答)

あっせん及び紹介は行っていません。

## ① その他

(問39) 利用者と連絡がつかない場合、その区画はどうなりますか。

#### (答)

次のいずれかの場合、区画の利用許可を取り消します。

- ① 区画の維持及び保護をせず放置し、3年が経過したとき。
- ② 利用者が住所不明となり、5年を経過したとき。

(問40) 利用許可を受けた者が亡くなった場合、その区画はどう なりますか。

#### (答)

祭しを主宰する方に承継していただきます。管理できない場合などは、区画の返還をしていただけます。

(問41) 宗教は関係ありますか。

#### (答)

宗教は関係ありません。

(問42)各届出の必要書類等を教えてください。

#### (答)

内容によって異なるため、各該当するページをご覧いただくか、 市役所環境課までお問い合わせください。

その他ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

西脇市くらし安心部環境課

電話:0795-22-3111 (内線 1113)

FAX: 0795 - 27 - 8164

Mail: kankyou@city.nishiwaki.lg.jp